

IEEJ NEWSLETTER

No.124

2014.1.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

- I. 豊田理事長の新年メッセージ 2014
- II. 特集：2014 年を展望するポイント
 - II-0. 要旨 — 今月号のポイント
 - II-1. エネルギー政策見直し
 - II-2. 国際石油情勢
 - II-3. 国内石油情勢
 - II-4. 電気事業
 - II-5. 天然ガス
 - II-6. 原子力
 - II-7. 石炭
 - II-8. 再生可能エネルギー
 - II-9. 省エネルギー
 - II-10. 地球温暖化対策の動向
 - II-11. APEC のエネルギー・環境問題
 - II-12. 中国情勢
 - II-13. 中東情勢
 - II-14. ロシア情勢
 - II-15. 米国情勢
 - II-16. EU 情勢

I. 豊田理事長の新年メッセージ 2014

今年こそ、エネルギー・ミックス

アベノミクスのおかげで、マクロ経済が明るさを増す中、新しい年を迎えることを心から喜びたい。20 年近くにわたり続いたデフレ経済とも、ようやく決別できそうだ。2020 年東京開催が決まったオリンピックが華を添えている。オリンピックまでの 7 年間は、日本経済が、経済大国としての地位を維持できるか否かを決める、極めて重要な期間となるであろう。即ち、6 重苦とも言われた日本経済の足かせを一つ一つ解決していくプロセスである。異常な円高は、異次元金融緩和により修正されてきており、遅れて参加した TPP 交渉は、大詰めを迎えている。CO2 の排出量を 1990 年水準と比べ、2020 年に 25%削減するという非現実的な温暖化ガス削減目標も修正されつつある。労働規制の適正化や、法人税引き下げも視野に入ってきた。エネルギー分野では、その安定的かつ合理的価格における供給が、重要な要素であることは、言うまでもない。

昨年 12 月 13 日、安倍政権下で、同年 3 月に開始した総合エネルギー調査会・総合部会・基本政策分科会の審議が、最終日を迎えた。報告書案をめぐる、様々な意見が出されたが、最後は、分科会長に、とりまとめを一任することとなった。10 カ月、17 回にわたるマラソン審議は幕を閉じた。民主党政権下の 14 カ月、33 回にわたる審議を加えれば、三村分科会長は、二年強にわたり、審議のリード役を果たされた。その御努力に、心から敬意を表したい。

最終報告書案では、2030 年代に原子力をゼロとする民主党時代のエネルギー・環境戦略会議の報告を見直し、原子力を、「重要なベース電源」と位置付け、「必要とされる規模を十分見極めて、その規模を確保する」こととされた。十分な政策的裏付けなしに原子力をゼロとする政策からの明確な転換であり、評価したい。現在、パブリックコメントの最中だが、近々エネルギー基本計画として閣議決定されることになる。

しかし、残念ながら、エネルギー政策に係る審議が、これで終了したというわけにはいかない。エネルギー・ミックスの決定が、なされていないからだ。本年末までには、エネルギー・ミックスの決定が不可欠であり、今年のしかるべき時期に、総合エネルギー調査会の審議を再開する必要があるだろう。その理由は、3 つある。

第一に、複合危機とも言えるエネルギー情勢の中で、必要なエネルギー投資を確保すること、第二は、地球温暖化の枠組み作りに、世界第三位の経済大国として積極的に参加すること、第三に、アベノミクスの順調な発展には、エネルギーの安定的かつ合理的価格での供給が必要なこと、そして、これらの三つの目的の実現の為には、エネルギー・ミックスに係る国民的コンセンサスが不可欠だからだ。

第一の複合危機の認識は、エネルギー関連業界の方々には常識であろう。しかし、

国民の間での共有は、未だ不十分のようだ。上述の分科会審議において、ある委員は、原発依存を維持することは、福島事故を忘れることだと指摘した。無論、福島事故は大いなる反省の的であり、この結果、独立した原子力規制委員会が設立され、世界最高水準の厳しい安全基準により、目下 14 基の原子炉が審査中である。しかし、忘れてはいけないことは他にもある。石油危機であり、温暖化危機である。1973 年の石油危機で、原油価格は、約 4 倍となった。過去十年間で、再び、約 4 倍になっている。中国等の新興国経済の発展による需要増と「アラブの春」等が中東における供給不安をもたらした。しかも、地球温暖化は深刻さを増している。フィリピンで多くの犠牲者を出した超大型台風や、日本を襲う竜巻の高頻度も、昔では考えられなかったことだ。日本は、2020 年までの京都議定書の第二約束期間にコミットしていない。米国、中国、インド等主要国が参加していないからだ。だが、地球温暖化を忘れてよいわけではない。世界は、今、米国、中国等全ての主要国が参加する 2020 年以降の枠組み作りを目指して交渉中だ。我々は、福島事故による安全性危機に加え、石油危機、温暖化危機と言う、いわば複合危機に見舞われている。市場のシグナルは、この複雑な状況に、十分応えていない。日本のように、自給率 4%のエネルギー小国において、リードタイムの長いエネルギー投資が、複合危機に対応するべく実施されることは、目指すべきエネルギー・ミックスの目標無しには、不可能と言ってよい。

しかも、第二の地球温暖化に責任を持って取り組むにあたって、2014 年は重要な年なのだ。日本では、時間が止まっても、国際的には時計の針は着実に動いている。本年 9 月末には安倍総理が参加されるであろう国連環境サミットが予定され、2015 年第 1 四半期には 2020 年に向けた温暖化ガス削減目標提出が求められている。

そして、第三のアベノミックスの円滑な推進に、円安傾向の下で、エネルギーが足かせになってはいけない。複合危機に対応しながらエネルギー価格を可能な限り低く競争力ある水準にする必要がある。さもないと、製造業が、日本にとどまることは困難だ。

今年の春以降、原子力規制委員会の安全審査を終えて、原子力発電所の再稼働が着実に進むだろう。当研究所では、3 つのケースを想定しているが、中位ケースでは、2015 年春までに、最大 16 基の再稼働が可能ではないかとしている。更に、再生可能エネルギーの光と影も、ドイツやスペインの事例に加え、日本でも明らかになりつつある。自民党の公約における、原子力規制委員会の判断や、省エネルギー・再生エネルギーの状況を踏まえ決定するとした環境が整いつつある。

本年も引き続き、当研究所は、様々なエネルギー問題の分析・研究を行い、政策を提言していく方針だ。エネルギー・ミックスについても、例外ではない。

会員企業の皆さまのご発展と、御多幸をお祈りして、新年の御挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 特集 : 2014 年を展望するポイント

Ⅱ-0. 要旨 — 今月号のポイント

Ⅱ-1. エネルギー政策見直し

エネルギー政策および気候変動対策について、内外情勢を俯瞰して、改めるべきところは改め、堅持すべきところは堅持し、着実な歩みを重ねてゆけるかが問われる年となる。

Ⅱ-2. 国際石油情勢

2014 年の国際原油市場は今年同様、緩んだ需給を地政学的リスクが支える構造が続く。2014 年のブレント価格は\$105/bbl 程度、日本着 CIF も\$105/bbl 程度と予想される。

Ⅱ-3. 国内石油情勢

円安によるコストアップも加わり、国内石油製品需要は減少基調を強めている。設備処理は 3 月で一区切りを迎えるが、引き続き厳しい事業環境が続くと見られる。

Ⅱ-4. 電気事業

高稼働続く火力発電の計画外停止による需給逼迫懸念があることに留意すべき。本年通常国会で電気事業法改正が審議されるが、制度変更後も安定供給確保が維持される設計が重要である。

Ⅱ-5. 天然ガス

今年は、日本の原発再稼働及びガス市場システム改革の帰趨、中国のパイプラインガスシフトの程度、アジア太平洋の新規 LNG 案件立ち上がり状況、欧州の需要回復程度に注目したい。

Ⅱ-6. 原子力

原子力再稼働はまだ不透明な状況にある。原子力規制委員会には、基準適合に必要な項目を明確化し、安全性最優先は当然としつつ、効率的な審査を進めていく対応が望まれる。

Ⅱ-7. 石炭

石炭市場では、最近まで続いた供給過剰が次第に解消し、需給はバランスすると思われる。その結果、石炭価格は、一般炭、原料炭ともに足元の価格から若干上昇することが予想される。

Ⅱ-8. 再生可能エネルギー

2014 年は FIT の見直しの機運が高まる。欧州は EU 目標達成と過剰インセンティブの狭間で舵取りが難しい。日本は、法の縛りと導入目標の欠如が見直し実施の際の大きな課題である。

II-9. 省エネルギー

改正「省エネ法」が国会で可決・成立し、2014 年 4 月に施行される。現在、実現に向けた具体的な政策・制度の構築が進みつつある。特に需要側の取り組みの成果が注目される。

II-10. 地球温暖化対策の動向

2014 年は各国の今後の地球温暖化対策構築と、新たな国際枠組み合意に向けた重要な年である。日本もエネルギー政策と統合的な 2020 年以降の温室効果ガス目標を策定する必要がある。

II-11. APEC のエネルギー・環境問題

APEC では化石燃料補助金問題が話題となっている。その弊害は広く認識され、APEC 首脳宣言で合理化が謳われているが補助金削減実行は政治的に多くの困難が伴う難しい問題である。

II-12. 中国情勢

2014 年は全方位改革「元年」である。7%台前半の安定成長を目指す「成長の質と効率」をどこまで高めるかが注目される。エネルギー・環境・温暖化対策は更に強化される見通しである。

II-13. 中東情勢

中東・北アフリカ情勢が落ち着きを回復しない中、域内にて 2014 年上半期に集中する政治日程が、相互に影響を及ぼし合い、先行きの不透明感を一層高めていく。

II-14. ロシア情勢

プーチン大統領の年次教書演説は、山積する国内問題の解決に向けた焦燥感を露呈することになった。投資環境整備に向けて新たに示された諸提案の帰趨を注視していく必要がある。

II-15. 米国情勢

政権の最後の 3 年を迎え、オバマ政権は環境規制の手を緩めない方針。議会では税制改革が検討され、エネルギー業界への税優遇の見直しが重要争点となる見通し。

II-16. EU 情勢

2014 年の欧州の景気回復の足取りは重くエネルギー需要も横ばいが続く見込み。再生可能エネルギーの普及拡大が進む中、化石燃料にとっては厳しい状況が続く。

Ⅱ-1. エネルギー政策見直し

総合資源エネルギー調査会・総合部会・基本政策分科会での延べ 17 回の会合を経て、昨年 12 月に「エネルギー基本計画に対する意見(案)」が取りまとめられた。パブリックコメント、経済産業大臣への答申の後、新たな基本計画が閣議決定される運びである。「意見」には、定量的な見通し・目標に類するものはなく、三村分科会長も「基本政策的な」ものであるとしている。数値は、原子力発電所再稼働、再生可能エネルギー導入の進捗の度合い等を見極めつつ、速やかに実現可能なエネルギー・ミックスを提示する、とされている。

「意見」では、各エネルギー源を以下のように位置づけている。言及ではやや発電への偏りがあり、かつ自明なものも含まれている。しかし、現実性・責任のあるエネルギーシステムを構築するにあたっては、夢を語るのではなく、当たり前の現実を認識しておくことが、いついかなる時においても重要である：【石油】国内需要は減少傾向にあるものの、利用用途の広さや利便性の高さから、今後とも活用していく重要なエネルギー源。【天然ガス】シェール革命により競争的に価格が決定されるようになっていくことなどを通じて天然ガスシフトが進み、今後役割を拡大していく重要なエネルギー源。【石炭】安定性・経済性に優れたベース電源であり、環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源。【LPG】シェール革命を受けて北米からの調達も始まり、温室効果ガス排出も比較的少なく、有事に貢献できるクリーンなガス体のエネルギー源として活用。【原子力】安定供給、コスト低減、温暖化対策の観点から、安全性の確保を大前提に引き続き活用していく重要なベース電源。【再生可能エネルギー】安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガス排出のない有望な国産エネルギー源。

国民の関心が高い原子力に関連しては、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。その方針の下で、我が国のエネルギー制約を考慮し、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の観点から、必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」とも記されている。民主党前政権が策定した「革新的エネルギー・環境戦略」での「2030 年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」からの方針転換となる。

方針が固まった暁には、それを遅滞なく具体的に実践してゆくことが求められる。文章だけの戦略や計画は、様々な課題を抱え込んでいるこの国の窮状を打破するものにはならない。国内だけでなく世界情勢を俯瞰した上で、改めるべきところは改め、堅持するべきところは堅持し、着実な歩みを重ねてゆけるかが問われる年となる。それはエネルギーと密接にかかわる気候変動対策においても同様である。

II-2. 国際石油情勢

2014 年の国際石油市場は、基本的にはここ数年続いてきた「緩んだ需給を地政学的リスクが支える」という状況が続くと予想される。

2014 年の世界の石油需要は、前年比 100 万 B/D 程度の増加が見込まれる。中国や中東を始めとする新興国の需要が世界の需要増をけん引するという構造は大きくは変わらないものの、好景気によって今年 3 年ぶりに需要が増加に転じた米国や、景気回復の兆しがみられる欧州など、先進国の需要動向が世界の石油需要を底上げする可能性も出てきている。

供給サイドでは、シェールオイルの増産が続く米国の他、旧ソ連、南米、カナダなどでも増産が予想され、非 OPEC だけで世界の需要増を大きく上回る 150~170 万 B/D の供給増が見込まれる。これに加えて、OPEC でも 20 万 B/D 程度の NGL の増産が見込まれる他、石油関連施設のストで大きく減産しているリビアや、新規油田の開発が進むイラク、核開発をめぐる暫定的な包括合意がなされたイランからの輸出が増加すれば、供給余剰はさらに拡大する可能性がある。

そうした需給状況の下、相場動向のカギを握るのがサウジアラビアである。仮に需給緩和によって価格が下落する場合、サウジアラビアは率先して減産することで需給の引き締めを図るのか、それとも他の OPEC 諸国の増産や米国のシェールオイル開発を牽制する意味でもある程度の油価下落を是認するのかが注目される。

これまで国際石油市場において最大の地政学的リスクとされてきたイラン情勢については、先の「ジュネーブ合意」によって少なくとも今後 6 カ月は様子見の時期となる。しかし、この合意に対しては他の中東諸国や米国内でも強い反発が見られることから現在の緊張緩和ムードがこのまま続くかどうかは不透明である。この他にも、内戦が続くシリアや、国内政情が不安定化するリビア、イラクなど、来年の原油相場を下支えする地政学的リスク要因には枚挙にいとまがない。

金融面では、昨年夏以降、先物市場における投資マネーの買持ちは減少している。一昨年までは高い相関関係が見られた株価と原油価格の間には、現在殆んど相関が見られておらず、今年の原油価格形成においては、(将来の展望も加味した) 需給要因が再び大きな影響を持つようになるかもしれない。また先ごろその縮小が決定された QE3 と金融緩和策の展開次第で、相場を動かす要因が変化する可能性がある。

上記の諸要因を踏まえ、2014 年のブレント価格は、2013 年の年平均 (\$109/bbl) よりもやや低い \$105/bbl 程度、日本の輸入原油価格も同じく \$105/bbl 程度を見込む。

(化石エネルギー・電力ユニット 石油グループマネージャー 小林 良和)

II-3. 国内石油情勢

昨年 6 月、資源エネルギー庁は東日本大震災以来初めて、今後 5 年間の石油需要見通しを公表した。それによれば、今後 5 年間でわが国の石油需要は、年率 1.8% で減少を続け、見通しの最終年度である 2017 年度では 1 億 8,200 万 k l (電力用 C 重油は 2012 年度実績値を使用) と、2012 年度を 8% 下回る見通しとなっている。

東日本大震災による原発停止に対処するため、電力各社は火力発電を最大限稼働させたが、石油火力もその例外ではなかった。これにより、電力用 C 重油の消費は、2012 年度には 2010 年度比では 60% もの大幅な増加となった。しかしその後、電力各社が世界各国からの LNG 調達を強化したこと、コストの安い石炭火力の増強等を行ったことから、2013 年 2 月以降、電力用 C 重油の消費は前年割れとなり、この傾向は 2014 年度には一層顕著となる見込みである。また、ガソリンや灯油はライフパターンの変化による構造的な減少に直面しており、さらに震災の復興需要で前年を上回っていた軽油も、2014 年度からは減少に転じる見込みである。

このような中、2014 年 3 月には、エネルギー供給構造高度化法に基づく設備処理の期限を迎える。石油各社はほぼその対応を終えたが、これにより 100 万バレル/日強の原油処理能力が削減されることとなる。しかし、上記の石油需要見通しに基づけば、新たな設備水準でも余剰能力の発生が続き、結果としてさらなる能力削減が必要となる可能性が高い。

このような構造的な需要減退に拍車をかけるのが円安の進行によるコスト上昇である。米シェール革命による国内需給緩和の影響を受けた米国産原油とは異なり、中東産の原油価格は、ドルベースでは 2013 年は比較的落ち着きを見せている。しかしながら、アベノミクスにより進行した 1 ドル 100 円台までの円安から、原油の輸入コストは前年同期比で 1 キロリットル当たり約 12,000 円 (約 20% 強) 上昇しており、月間では 10 月に、5 年 2 カ月振りに 70,000 円台を記録した。これにより国内の石油製品価格も高止まりのまま推移しており、消費行動に影響を与えている。

このような事業環境の下、わが国石油産業は、引き続き柱となる国内石油製品事業の収益改善に努めるとともに、上流部門や海外事業なども含めた事業の多角化を進める必要があるが、その道のりはかなり険しいといわざるを得ない。

(石油情報センター 事務局長 浜林 郁郎)

II-4. 電気事業

東日本大震災後、停止した原子力発電の再稼働が進まず、失われた原子力の供給力を補うため火力発電フル活用が続いている。この状況下、定期検査や維持補修が十分に行えない火力発電が相当数に上っており、高稼働期において火力発電の計画外停止が増加傾向にある。2013 年冬季は北海道電力管内では 6%以上の節電が要請されたが、他電力管内は特段の節電の要請は行われなかった。しかし電力需給問題については引き続き注意が必要である。2014 年夏季に向けても原子力発電再稼働時期が不透明であり、十分な供給力が確保されない場合には一部の地域で節電要請が行われる可能性がある。特に系統規模の比較的小さな電力会社は、一つの火力発電所の稼働停止が全体の需給バランスに与える影響は大きい。そのため広域的協調が重要となり、夏季に向けて東日本・西日本という地域バランスや各社供給余力の程度にも着目したい。

2013 年 2 月に取りまとめが行われた電力システム改革は、同年 11 月に第一段階のシステム改革が盛り込まれた電気事業法が改正され、2015 年から広域的運営推進機関が運用を開始することが決まった。広域的運営推進機関は、①需給計画・系統計画の取りまとめ、②広域的需給運用・系統運用、③緊急時の広域的な需給調整そして④新規電源の接続受付・系統情報の公開を担う重要な組織である。2013 年 12 月に広域的運営推進機関設立準備組合の設立方針が決まったが、2015 年運用開始まで時間が限られている中での迅速な検討が望まれる。

更に 2014 年通常国会において、第二段階のシステム改革が盛り込まれた電気事業法改正案が審議されることになる。第二段階の改正は小売全面自由化の実施が明記されることも重要であるが、一般電気事業者を中心とした電気事業体制が見直され、発電部門、送配電部門そして小売部門等の事業形態別ライセンス制に移行することに留意が必要である。

従来は家庭部門を含む低圧需要という規制需要を抱える一般電気事業者が地域全体の安定供給の責任を負うという仕組みであったが、ライセンス制への移行により送配電部門と発電・小売部門が協調しながら安定供給を確保する新しい枠組みになる。現在までのところ、送配電部門と発電・小売部門の役割分担についてワーキンググループにおいて検討が進められているところであるが、今後は多様な市場参加者の協調が不可欠であるため、欧米事例も参考として、地に足の着いた議論が求められる。

(化石エネルギー・電力ユニット 電力グループマネージャー 小笠原 潤一)

II-5. 天然ガス

2014 年の天然ガス分野では、日本の原子力発電再稼働状況及びガス市場システム改革議論の帰趨、中国のパイプラインガスシフトの程度、アジア・オセアニアの新規 LNG プロジェクト立ち上がり状況、欧州の需要回復程度に注目したい。

弊所が昨年 12 月に発表した日本の短期エネルギー需給見通しで、日本の原子力発電所の再稼働は、その「中位ケース」において、2014 年第二四半期頃より開始されとの見通しを示した。福島第一原子力発電所事故以降の LNG 需要増加から明らかのように、原子力再稼働時期及び程度は日本の LNG 輸入に大きな影響をもたらす。また、ガスシステム改革議論の帰趨は、将来のガス事業規制体系や産業構造のみならず、LNG 調達形態にも影響する可能性があるので注目すべきである。

中国では、中央アジアからの Pipeline B やミャンマーからのパイプライン、東莞・珠海・唐山・天津・青島といった LNG 受入基地の稼働が本格化する。中国は、高価格な LNG の輸入を可能な限り抑制し、相対的に安価なパイプラインガス輸入へのシフトを強める可能性が高いが、2014 年はパイプラインガスシフトへの程度及びそれによる LNG 需要への影響を見極めたい。

2014 年は欧州の LNG 需要が下げ止まるか否かも焦点の一つとなる。天然ガス自体の需要は、ドイツの需要増に牽引されて回復基調にある。しかし、経済状況が厳しく、LNG 依存度の高い南欧において、特に発電用ガス需要が下げ止まるかが、欧州全体の LNG 需要にとっては特に重要であり、波及効果としてのアジア市場への影響という観点でも注目される。

2014 年はアジア・オセアニア地域での新規 LNG プロジェクトの一群が立ち上がり始める年となる。つまり、豪州の QC LNG、インドネシアの Donggi Senoro LNG、パプア・ニューギニアの PNG LNG であるが、これらは 2014 年後半に稼働開始予定であるため、2014 年全体としての LNG 需給への影響は限定される面もある。しかし、懸案となっている新規プロジェクトの遅延問題の行く末を見る上でも、各プロジェクトの立ち上がり時期が注目される

天然ガス分野において 2013 年は、アジアプレミアム問題への世界の関心が一層高まる年となった。2014 年は、量的な安定供給面では問題はないものの、アジアの価格は全体として 2013 年と同程度のレベルで推移すると予測する。これは、輸入国にとってはマクロ経済上大きな問題であると共に、LNG 需要の伸びを抑制することにつながるのではないかと懸念される。日本にとっては、安全性が確認された原発の再稼働を速やかに進めることで、LNG 輸入に伴う輸入コスト削減を図ることが極めて重要である。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループマネージャー 森川 哲男)

II-6. 原子力

我が国の原子力発電所再稼働の見通しは 2014 年も不透明といわざるをえない。

2013 年 7 月、福島事故の教訓を踏まえ、シビアアクシデントや地震・津波など外部事象への対策を強化した新規規制基準が策定され、新基準適合性審査が開始された。昨年 12 月 17 日までに開催された事業者ヒアリングの回数は伊方 3 号機 147 回、泊 3 号機 134 回、川内 1/2 号機 123 回に及ぶが、完了が見通せる案件は現時点では 1 件もない。「重大事故時の対応体制」等、新基準で追加された項目の詳細な審査には更に時間を要することが予想される。当初 6 カ月程度と予想されていた審査期間がこれだけ長期化していることについて、原子力規制委員会 (NRA) の田中委員長は「事業者の準備不足」を理由としている。しかしながら審査会合の都度、追加説明が要求されていることも事実である。NRA には基準適合に必要な項目を明確化し、安全性最優先は当然のことながら効率的な審査を進めていく対応が望まれよう。

一方、世界では、エネルギー安全保障への強い懸念を持つ国を中心に、新興国のみならず先進国においても原子力新規建設に前向きな動きがみられる。2013 年 10 月、英国政府は新規建設を計画する EDF との間で、差額決済方式の固定価格買取制度 (FIT-CfD) の行使価格を 89.5-92.5 £/MWh とすることで合意した。原子力プロジェクトに対する FIT-CfD について、欧州連合の禁止条項に抵触する違法な国家援助に該当するかどうかを欧州委員会 (EC) が調査中であり、この EC の対応とその帰趨が欧州で進行中の他の新設案件に影響を及ぼすかどうかも注目される。なお、この英国での新設案件にはオペレータである EDF、プラントメーカー Areva の他、中国広核集団と中国核工業集団も 30-40%出資する方向である。欧米のみならず中東・東欧・東南アジア等で着実な受注を目指す日本の原子力産業界から見て、国内での積極的な原子力新規建設で技術力と経験値を積んだ中国企業の国際展開の動向も要注目である。

2013 年初頭に新政権が発足した韓国では、2013 年 12 月 10 日、第 2 次エネルギー基本計画案が政府から国会に提示された。注目された原子力の比率は 2035 年に設備容量ベースで 29%を目指すこととなっており、原子力開発推進を維持したといえる。足元では相次ぐ不祥事やトラブルにより計画外停止が多発しているものの、長期的にはエネルギー安全保障や戦略的産業育成の観点から原子力推進政策の維持の重要性を再認識したといえるのだろう。その韓国が、2014 年は再び設備利用率世界 1 位に返り咲くのか、UAE に次ぐ海外大型新設案件を獲得するのか、日本のみならず世界の関係者が注目している。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

II-7. 石炭

石炭市場では 2011 後半から供給過剰が続いており、2013 年の石炭価格は一般炭、原料炭ともに低レベルで推移した。豪州ニューカッスル港出し一般炭スポット価格は、2013 年初の 90 ドル/トン台前半から 6 月末には 80 ドルを割り込み、その後 70 ドル台後半で推移した。冬期の石炭需要期に入ったことから 10 月以降上昇し、足元では 85 ドル前後で推移している。豪州クイーンズランド強粘結原料炭スポット価格は、2013 年初の 160 ドル台前半から 2 月には 170 ドルまで上昇したが、その後下落し 6 月以降 140 ドル前後で推移した。足元でも 140 ドル前後で推移している。

アジア市場では、中国の 2013 年 1-10 月輸入量は、前年同期比で一般炭が 1,260 万トン (+16%)、原料炭が 2,060 万トン (+51%) 増加した。インドの 2013 年 1-9 月輸入量は、前年同期比で一般炭が 3,410 万トン (+58%) 増加し、原料炭が 250 万トン (-9%) 減少している。全体としてアジアの需要・輸入は堅調である。一方、欧州(EU15 カ国の 1-8 月輸入量)では、前年同期比で原料炭が 90 万トン増加(+4%)、一般炭が 90 万トン (-1%) 減少など横這いである。

一方、供給側に目を向けると、2013 年は米国の一般炭国内消費が回復したことから石炭輸出増・輸入減が止まり、1-10 月輸出量は前年同期比で原料炭が 340 万トン、一般炭(亜瀝青炭を含む)が 320 万トン減少している。すなわち 2010 年以降続いた米国炭の国際市場への供給拡大が止まったことになる。また、豪州では低価格により不採算炭鉱の閉鎖や開発計画の見直し等がなされており、生産調整が進んでいる。

2014 年は穏やかな景気回復となると言われている中で、一般炭輸入量はインド、中国を中心にアジア市場で増加が見込まれ、原料炭輸入量はアジアに加えて欧州市場などでも増加が見込まれる。我が国では東京電力の石炭火力(広野 60 万 kW、常陸那珂 100kW)が昨年 12 月から営業運転(2013 年 4 月から試運転)に入ったこと、東北電力の原町石炭火力(100 万 kW×2 基)が 4 月頃に営業運転再開したことから、一般炭輸入量の増加が見込まれる。一方、石炭輸出については、インドネシア、豪州、ロシア、南アフリカなどの既存輸出国での供給拡大に加え、モザンビーク、モンゴルでも新規開発が進められることから、需要に見合った供給は確保されると思われる。

最近まで続いた供給過剰は次第に解消しつつあり、2014 年の石炭市場は全体として需要と供給がバランスすると思われる。その結果、石炭価格は一般炭、原料炭ともに上述した足元の価格から若干上昇することになるのではないかと。

(化石エネルギー・電力ユニット 石炭グループマネージャー・研究理事 佐川 篤男)

II-8. 再生可能エネルギー

2014 年は再生可能エネルギーの導入促進政策に見直しの機運が高まるだろう。

欧州ではイタリアやスペインが、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度 (FIT) に起因する社会的負担に耐えかねて、すでに制度を停止している。ドイツも 2010 年から 12 年にかけて 3 年連続で 7.5GW の太陽光発電大量導入がすすみ、賦課金負担の増大が大きな政治課題になっている。昨年 2 月、ドイツ政府は賦課金の更なる上昇を阻止するための政策を発表したが、上院に否決され手詰まりとなっている。新連立政権の運営が本格化すれば、見直し議論が再燃しよう。折しも、昨年 11 月には欧州委員会がメンバー国に対し過剰なインセンティブ付与を戒め、「全量買取制度」に否定的な見解を示した。一方で EU として掲げた 2020 年の目標 (2020 年までに再エネ比率 20%) 達成義務もあり、舵取りは困難を極める。

日本はどうか。昨年は FIT 導入から 1 年で 20GW 以上の太陽光発電が設備認定を受けた。この想定外の爆発的な伸びは、まさに「欧州の轍」を踏んだかたちだが、賦課金負担増大への懸念から、買取価格引き下げの必要性を指摘する声が上がっている。

しかし、日本の再エネ法はその附則第 7 条において「集中的に利用拡大を図るため…施行の日から…3 年間の限り、(再エネ発電事業者の) 利潤に特に配慮する」と明記されており、少なくとも 3 年目である来年度については、正式な手続きを経ずしてこの考え方に変更を加えることは難しい。また、買取価格見直しは、発電事業者が義務として経産省に報告する発電コストに基づいて行うことも、方法論として確立している。「導入が急すぎるので買取価格を下げる」ことに一定の困難が伴うのではないか。

更に日本特有の問題は、再エネ導入量の多寡以前に、目指すべき導入目標が決まっていなことにある。制度見直しをしようにも、どのような目標に向かって見直すのかわからないのだ。昨年末の「エネルギー基本計画に対する意見」(総合資源エネルギー調査会基本問題分科会) では、エネルギー・ミックスが示されるのは、原子力の再稼働や地球温暖化問題の状況に加えて、「固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入…を見極めて」から、とされている。いわばエネルギー・ミックスと再エネ導入促進は「鶏と卵」の関係に陥っているとさえいえる。目標が見えない状況は、参加しているレースが 100 メートル走かマラソンかを知らず走ることを求められている陸上選手のようなものだ。日本での議論もまた、混迷の森に踏み入る恐れがある。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志)

II-9. 省エネルギー

2013 年には、いわゆる「省エネ法」の改正が第 183 回通常国会で可決・成立した(解散により廃案となった経緯あり)。本改正省エネ法は、2014 年 4 月から施行される。これは、旧総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会が 2012 年 2 月に発表した「中間取りまとめ」を受けたものである。改正の中身における主な措置として、次の 2 つが挙げられる。①電力ピークの需要家側における対策、②建築材料等に係るトップランナー制度、である。

まず、「電力ピークの需要家側における対策」は、東日本大震災による電力不足を契機として、需要家側の系統電力ピーク対策を評価するものである。具体的には、これまでの省エネ対策に加え、電力需要がピークになる時間帯(例えば、夏期/冬期の 8~22 時)に、事業者が蓄電池やエネルギー管理システム等を活用し、系統電力の使用を抑制できる対策を実施した場合に、その努力を省エネ法の努力目標の評価に取り入れるものである。

第 2 の「建築材料等に係るトップランナー制度」は、エネルギー消費が増加している民生部門の対策として、窓用ガラスやサッシ、断熱材などの建築材料をトップランナー制度の対象に加えるものである。すなわち、効率の良い建材を新築のみならずリフォーム時にも適用することで建築物全体としてのエネルギー消費を抑制するものである。また、建築物の省エネルギー基準の全面見直しが行われ、さらに新築建築物における省エネ基準適合の義務化については、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の中間とりまとめにおいて、そのロードマップが示された。

上記の省エネ法の改定に加え、新たに、①交流電動機、②LED ランプがトップランナー制度の対象機器として加えられた。また現在、①ルーティング機器・スイッチング機器、②ショーケース、③ガス温水機器・石油温水機器、④LED 照明器具、のトップランナー基準が検討されている。さらに、これまでより、一步踏み込んだ新たな取り組みとしての成果が期待されるものとして、ダイヤモンドレスポンス等のエネルギー消費側のスマート化やスマートシティ等によるエネルギーの有効利用の促進が挙げられる。

今後、昨年末に取りまとめが行われた「エネルギー基本計画」見直しを踏まえた政策実施が予定されるが、具体的な取り組みとして、上述の供給側および需要側の取り組みによる省エネルギー対策が重要な役割を果たすことが期待される。

(地球環境ユニット 省エネルギーグループマネージャー 佐々木 宏一)

II-10. 地球温暖化対策の動向

2013 年末の COP19 決定に基づき、2015 年末の COP21 で合意を目指す新たな地球温暖化対策の国際的枠組みに向け、各国は自らの目標（貢献）を 2015 年の初めまでに提示することになった。そのため 2014 年は、各国が今後どのような地球温暖化対策に取り組むのか、そして国際社会が協調して 2015 年末の合意に至る交渉を続けていけるのか、が問われる重要な年となる。特に国際交渉に関連しては、COP19 において途上国が資金や技術支援のさらなる拡大を先進国に対して要求するなど、再び南北問題の様相を呈する争点が顕在化した。中国・インドといった新興国が参加して世界大の対策が可能となる実効的な枠組み構築が強く求められている中で、先進国・途上国双方がどのような内容でならば新たな枠組みに合意できるのか、その方向性を占う意味で、本年中の国際交渉関連プロセスは非常に重要な意義を持つことになる。

個別の情勢をみれば、EU では、排出量取引 ETS の制度改革議論と平行して、2030 年をターゲットにした目標設定の議論が間もなく本格化する。そこでは、特に温室効果ガス・省エネ・再エネの 3 分野をパッケージにした現行の戦略構造を維持するかどうか争点となっている。中でも再エネの目標設定については、各国の事情の違いから反対する加盟国が多く、2030 年は温室効果ガス目標への 1 本化も選択肢の一つとして提案されている。また、現下の厳しい経済情勢の下で費用負担の増加を受け入れることが可能な加盟国は多くないため、今後も EU が国際社会をリードする姿勢を堅持するために野心的目標水準設定を行うことの必要性が問われることになる。

米国は、シェールガス革命の進展が電力分野でのガス化を促進し、表面的には温室効果ガス排出量の低減に寄与している。しかし、より野心的な目標の達成に向けては石炭火力発電のシェアを大幅に低下させる必要があり、オバマ大統領二期目の重要政策である EPA (環境保護庁) による石炭火力発電所への規制が実施されるかが注目されている。この規制を巡っては、共和党による強い反発や、石炭産出州出身の民主党議員からも反対意見が呈されるなど、その実施可能性は不透明な状況にある。米国の国際交渉ポジションは国内政策の状況と密接に関係したものとなることから、EPA による規制が 2014 年中に実施に向けて目途が立つのかどうかが注目される。

日本は、COP19 においてカンクン合意に基づいた 2020 年目標の修正を行ったが、2015 年初に提示する 2020 年以降の温室効果ガス排出目標の具体化をタイムリーに行わなければならない。2014 年には、エネルギー基本計画見直しでの具体的なエネルギー需給構造の検討が行われようが、地球温暖化交渉で求められるスケジュールに留意しながら、多くの課題解決を目指しエネルギー政策と整合性を持って温室効果ガス排出目標の策定が行うことができるか、密度の濃い検討が求められることになる。

(地球環境ユニット 担任補佐・研究理事 工藤 拓毅)

II-11. APEC のエネルギー・環境問題

現在 APEC で最も関心を集めているエネルギー問題の一つは、化石燃料補助金問題である。幾つかの APEC 諸国 (エコノミーという) では、化石燃料 (ガソリン、灯油など) に補助金を給付し、通常の市場価格よりも低く抑える政策を実施している。多くの場合、その背景に歴史的経緯、政治的考慮が存在するため、エネルギー問題に留まらず、経済問題、社会問題にまで広がりを持つこととなる。

石油情報センターの 11 月下旬のガソリン SS 小売価格情報によれば、日本が 156.9 円/L であるのに対し、補助が行われているマレーシアでは 86 円、インドネシアでは 65 円となっている。エコノミーごとに、原油調達構造、精製費用、税制などに差があるが、補助金の詳細について公表していないケースも多く見られる。

補助金は何が問題なのか。化石燃料価格が低く抑えられると、①安価な燃料が利用可能になり、無駄な消費を誘発し、結果、不必要な CO2 排出増加を通じて環境負荷を高めることとなる。②補助金は政府の財政負担を増加させる。IEA の試算によれば 2010 年の世界の補助総額は 4 千億ドルを上回り、南アの GDP に匹敵する額となっている。③補助金は貧困対策上必要といわれているが、実際に人口の 20% の貧困層には 8% の恩恵しか還元されていない。④補助金は低炭素エネルギー、とくに新代替エネルギー開発のための投資を削ぐ結果となり、エネルギーの安全保障を脅かしかねない。

このような弊害を認識し、APEC 首脳は 2009 年のシンガポール宣言で「基礎的エネルギーサービスを必要としている人々に配慮しつつ、化石燃料補助金を合理化し、中期的に廃止」することを謳った。そして、2011 年のホノルル宣言では、その進捗を毎年レビューするために自発的報告を要請し、昨年ジャカルタ宣言ではピアレビュー制度の導入を勧告した。

化石燃料補助金削減の必要性に関する合意とは裏腹に、その具体的実施に当たっては、各エコノミーとも多くの課題を抱えている。政策当局は国民全体を含む数多くのステークホルダーから補助金改革に強い抵抗を受けることがしばしばである。この政治的現実を踏まえ、まず取り組むべきは、①化石燃料補助金をもたらすコストと弊害を国民にしっかり理解させる教育、②補助金の合理化による不利益が、それと同等の課税削減、所得補填、政府サービスの向上などで十分に相殺されるなどの対応、③低所得者対策としての政治的配慮を欠かさないことである。一般国民誰もが「サンタクロースを愛している」という現実を踏まえることは重要である。

今年は、APEC 首脳会議は中国で開催される。どのような議題が選ばれるか、まだ不明だが、APEC 共通の重要なエネルギー課題解決に向けた良い議論を期待したい。

(アジア太平洋エネルギー研究センター所長・常務理事 大慈弥 隆人)

II-12. 中国情勢

2013 年は、習近平・李克強指導部時代の幕開けの年であった。景気は年初から 2 四半期連続で低迷した後に回復に向かい、通年で 7.5% の経済成長率目標が辛うじて達成できた。一方、PM2.5 による大気汚染は収まる気配がなく、エネルギー安定供給は維持されたものの、エネルギー純輸入金額が世界 1 位となることはほぼ確実である。

こうした中、政府が昨年 8 月に「省エネ・環境保護産業の加速的発展に関する国務院意見」、9 月に「大気汚染防止行動計画(2013~2017 年)」や「新エネ自動車利用促進事業の継続展開に関する通知」、10 月に「深刻な生産能力過剰の解消に関する国務院指導的意見」など、一連の省エネ・環境対策、産業構造転換促進措置を公表した。一方、共産党は 5 年に 1 度の中央委員会第 3 回全体会議 (3 中全会) を 11 月に開き、市場経済化に向けた改革を全面的に深化させることを決定した。12 月には、地方政府幹部の人事評価基準を経済規模や成長率重視から、「成長の質と効率」重視へと改め、環境破壊や巨額債務などの責任を離任後も追及するとした。

2014 年は、こういった全方位の改革を断行する「元年」であり、第 12 次 5 カ年計画の 4 年目で目標達成を左右する年でもある。

経済運営については、政府は「後遺症の残らないペース」で、「合理的な成長率を維持する」として、成長率目標を 7% 台前半に設定する見込みである。実現するには、①鉄鋼など重厚長大産業の余剰生産能力解消、②新エネ自動車など戦略的新興産業の育成、③民間資本を省エネ・環境保護及び資源開発・インフラ整備などに呼び込むための規制緩和、等が優先課題となるが、どこまで進められるかは要注目である。

この状況下、省エネと非化石エネルギー拡大を中心とするエネルギー・環境・温暖化対策が一層強化されよう。北京・天津・河北 (京津冀) ベルト、長江デルタ、珠江デルタなど大気汚染の深刻な地域を中心に、石炭消費が抑制され、自動車燃料の品質向上と新エネ自動車の導入が加速される。石炭の品質基準が引き上げられ、高灰分・高硫分の低品位炭の生産・輸入・使用が禁止となる。送電網整備と系統連系の強化により風力と集中型太陽光発電開発が、FIT 制度の浸透などにより分散型太陽光発電開発が更に進められよう。特に、太陽光発電の年間導入量は 12GW に達する可能性がある。原発開発は再び「加速」される機運で、6 基前後の新規着工が見込まれよう。

また、石油と天然ガスの輸入拡大基調が続く中で、エネルギー分野の外資導入と海外進出も引き続き加速されよう。一方、制度面では、天然ガス価格の引き上げが予想されるが、炭素税導入や送配電分離、電力価格と石油・天然ガス産業の自由化・規制緩和に向けた改革が進むかどうかにも注目される。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

II-13. 中東情勢

「アラブの春」以降の中東・北アフリカ情勢は、いっこうに落ち着きを回復しないと
の認識が定着した。2014 年は、特に上半期に政治日程が集中し、さらに、それが域
内にて相互に影響を及ぼし合うことから、先行きの不透明感が一層増すだろう。

イランの核開発に関して成立した暫定合意は、当座の履行と、最終的な解決を目指
すための包括合意の交渉のそれぞれについて、引き続き関係国の国内事情に揺すぶら
れる事態となる。イラン国内においては、制裁緩和が限定的であることへの不満が顕
在化することから、交渉への懐疑論が勢いを増し、対する米欧諸国にあっては、一層
強い制裁をイランに課すことで、さらなる譲歩を勝ち取ろうとする強硬論がまかり通
るため、崖っぷちでの交渉が常態化するだろう。その最中でも、米・イラン間の接触
が続くことに対して、湾岸アラブ諸国を中心に対米不信感が増強されていく。

シリア内戦終結に関する和平協議であるジュネーブ 2 会合が新年早々に開催され
る予定だが、アサド政権代表との交渉を拒むシリア国民連合の対応次第では流会する
恐れが多分にある。アサド政権を支えるイランを協議に加えることについても反体制
派とその支援国の抵抗が続く一方、大きなステークホルダーを加えないことによる枠
組みの歪さも指摘され、現状では、いかなる合意が成立しようとも実行を担保するこ
とが困難である。そして、内戦の長期化によってジハード組織の勢力伸長がますます
進み、シリアの周辺国に大きな脅威を及ぼしかねない。

上半期は、シリア大統領選挙をはじめ、イラク、レバノン、アフガニスタンなどで
国政選挙が目白押しとなる。憲法制定作業の真っただ中にあるエジプトや、失敗国家
へ歩む懸念が高まるリビアを含め、いずれの国における選挙も事態安定化への転換点
となるのか、それとも、ますます混乱に拍車がかかる契機になるのかが注目される。

米オバマ政権は、2014 年夏前までに中東和平で包括的和平合意締結を目指す大き
な目標を掲げたが、交渉開始への同意をイスラエルとパレスチナの当事者から得ただ
けであり、依然として見通しは明るくない。喫緊の課題である、アフガニスタンとの
二国間安全保障協定の締結、並びに 2014 年以降のアフガン国内での米軍駐留につい
ても、アフガン側の政治的思惑に翻弄されている。その結果、米国の意図以上に域内
からの米軍撤退が加速し、域内パワーバランスの変化に敏感な関係国の思惑も手伝っ
て、周辺地域および中東全体で緊張の火種が絶えない年となることが危惧される。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

II-14. ロシア情勢

ロシア憲法制定 20 周年を迎えた 2013 年 12 月 12 日、プーチン大統領はロシア連邦議会で年次教書演説を行ったが、総じて「元気がないロシア」という現状を反映するものとなった。12 月 3 日、ロシア経済発展省は 2013 年の GDP 成長率見通しの下方修正 (1.8%から 1.4%へ) を発表した。約 70 分にわたる演説の大部分は、汚職を含む経済の不透明性や国際的に低い労働生産性、科学・技術分野の後進性等の克服、教育改革や人材育成など、喫緊の国内課題に焦点が当てられた。

対外関係については、米国の欧州 MD (ミサイル防衛) 配備計画に対する批判や、ウクライナとの連合協定締結交渉を急ぐ EU を牽制するくだりがあったが、欧米批判は全体的にトーンダウンしたものとなった。もはや外国投資の大規模招致を不可欠とするロシアには、事実上、国威発揚のためだけに外敵を煽る余裕はない状況かもしれない。プーチン大統領は同演説で、ロシアがグローバルリーダーの一つとなることを目指しながらも、超大国と呼ばれることを望まないと言及した。

経済成長の鈍化により国家財政が逼迫しつつあるなか、経済システムを改善し長期的な発展を図る上では、民間投資と外国投資が決定的な鍵を握る。どちらも抜本的な投資環境の整備が必要であるが、その改善状況を見ていく上で大きなポイントの一つは、現在ますます深刻化しているロシアからのキャピタルフライト (資本逃避) の問題だ。つまり、国内の投資家さえ信を置くことに躊躇しがちな市場に対し、長期的に外国から大規模投資を呼び込むことには自ずと限界があるだろう。ロシア中央銀行の発表によると、2013 年は第 3 四半期時点で 481 億ドル (2012 年ロシア連邦予算の 12%強に相当) がロシアから流出した。大統領は年次教書の中で、ロシア資本によるオフショア投資が増大する一方で、政府の税収改善や社会経済インフラへの投資拡大が進まない点に強い不満を示した。

今回の年次教書では、国家的な重点開発地域として東シベリアと極東のみが挙げられ、未だかつてない規模の難題を克服するためには慣例に囚われない手段を講じる必要性が指摘された。具体的には、経済特区を設立し、法人税・資源抽出税 (原油・天然ガスを除く)・土地税・資産税等の 5 年間免除が提案され、2014 年 7 月 1 日までに対象地域を特定するようメドベージェフ内閣に命じた。2014 年中に、地域別投資環境の格付け制度を導入することも提案された。この全体方針の中で、ロシア側には、現在日口間で高まりつつある経済関係強化の機運を逸しないよう、タイムリー且つ大胆な投資誘致策の導入を期待したい。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループマネージャー 伊藤 庄一)

II-15. 米国情勢

2014 年、米国では下院全議席と上院議席の 3 分の 1 を対象として 11 月に中間選挙が行われる。昨年 12 月 17 日付ワシントンポストでは、オバマ大統領の支持率 43% に対して議会民主党は 34%、共和党は 24%であった。共和党は、直近 2 度の大統領選挙での敗北を受けて支持基盤の再構築を迫られているが、昨年 10 月の政府閉鎖で有権者からの信頼は一層低下した格好である。

中でも保守派ティーパーティー議員は不支持率が 51%と高く、共和党支持層すら 28%が不支持と回答している。度重なるデフォルト危機や政府閉鎖を招いたことが主因である。他方、彼らは各選挙区では盤石な支持基盤を有し、2010 年、12 年選挙で共和党の下院議席確保に貢献したため、この処遇は党幹部にとってジレンマである。

但しこの状況が即、民主党有利を意味するものではない。民主党では、ロックフェラー氏等、大物上院議員を含む現職議員の不出馬宣言が相次いでいるからである。なお、その多くが保守的な地域から選出され、エネルギー・環境について産業界における安定的投資環境の必要を理解し、現実的な政策を採る議員が多いことに注目すべきである。つまり、穏健派議員の引退で議会民主党リベラル化の懸念がある。またオバマ大統領は新たにクリントン政権主席補佐官であった John Podesta を特別補佐官に任命した。オバマ大統領の 2008 年選挙公約、グリーンニューディール政策の青写真を描いた中心人物である。環境保護庁 (EPA) による発電所 GHG 排出規制をはじめ、環境寄りの政策を強力に推進することが確実視される。

2014 年は、税制改革論議が本格化する年でもある。法人税については、①産業別に多数導入された減税措置を極力廃止、税制度簡素化で納税事務負担を軽減する、②税率引下げで米国の国際競争力を高める、ことが改革の主眼である。昨年 12 月には、現在 42 あるエネルギー優遇税を、クリーン電力と石油代替自動車燃料の支援に統合し、GHG 排出原単位削減の進展につれ段階的に廃止する改革草案が発表された。

税制改革による各エネルギーの相対価格と需給への影響が注目されると共に、改革論議が長期化すれば、それ自体が投資環境の不安定要因となる。プラス面で作用しているシェール開発によるエネルギー価格低下の効果の相殺も懸念される。この意味で、昨年 12 月に発表された、改革の中心を担ってきた上院議員の駐中国大使への起用の影響も懸念される。仮に大使任命が実現すれば、後任の上院財政委員長には現エネルギー委員長が、エネルギー委員長には「化石燃料寄り」と目されるルイジアナ州選出議員が就く可能性が高い。「新体制」でどのような政策論議が進むのか要注目である。

昨年 12 月にエネルギー情報局が発表した 2014 年版エネルギー需給見通しは、国内石油生産を上方修正し減退開始期を後ろ倒しした。しかしシェール資源の生産持続可能性については不確実性があり、生産減退パターンの把握および輸送インフラ投資の進展につれ様々な議論が起きよう。議会では近く原油輸出解禁に関する検討が開始される予定である。この検討を産油州出身の議員がリードすることの意義は小さくない。米国内での将来の国内石油生産に関する様々な議論を冷静に分析する必要がある。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

II-16. EU 情勢

EU 経済は 2013 年後半に景気低迷から抜け出す兆候が見られ、2014 年の EU の GDP 成長率は 1.4%程度になると見込まれている。2010 年の欧州債務危機以降の経済低迷からの回復の兆しを示す明るいニュースである。ただし国別には景況感はまちまちで、ドイツと英国は比較的好調、欧州連合(EU)等から金融支援をうけたアイスランドは昨年 12 月に支援を脱却したが、フランスは振るわず、経済危機に直面したスペイン、イタリア、ギリシャはわずかなプラス成長が見込まれているにすぎない。

南欧諸国は緊縮財政により出血をようやく止めた段階で、本格的な景気回復には EU 外や EU 内で経済が好調なドイツや英国への輸出により稼ぐことが求められるが、売れるものが乏しい。また国内への投資や観光客を呼び込むことも理論的には有効であるが、欧州統一通貨ユーロを導入しており通貨切り下げができない中ではそれも難しい。もう一つの懸念材料である失業率もユーロ圏で 12%と高止まりしており、スペインやギリシャに至っては 25%となっている。こうした景気動向からみると 2014 年も欧州のエネルギー需要は横ばいが続くと見る。

欧州のエネルギー分野で確実なことは、再生可能エネルギーの普及が着実に進む点である。EU は 2020 年に一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を 20%まで高める目標を「トリプル 20」政策の一つとして掲げているが、現在までの進捗をみるとほぼ順調で、目標達成の可能性はかなり高い。発電分野における再生可能エネルギー利用はさらに進んでおり、2011 年時点 21.8%で、国によっては 50%を上回っている国もある。上記のように景気回復テンポが遅くエネルギー需要が横ばいの中で FIT に支えられた再生可能エネルギーのシェアが増加すると、発電分野では石炭と天然ガスの競合となり、安価な北米産石炭が欧州に流入している現状では天然ガスが市場からはじき出される形となる。2014 年の欧州向けのガス供給国の中ではノルウェーの天然ガス生産は比較的堅調が続く見込みであることから、ロシア産パイプラインガスの需要は今年以上に減ることが予想される。ロシアとしては欧州での天然ガス販売が期待できない中では、必然的に東方市場の獲得に力を入れざるを得なくなり、日本にとっては天然ガスの買手として交渉上の好機とも考えられる。

最近、ロシア Gazprom と欧州企業のガス価格改定交渉において、従来の石油製品連動フォーミュラで決まる価格より低く、欧州の「市場価格」に近い価格に引き下げる合意がなされたと報道されている。ロシアの関心が日本に向いている中、この状況をチャンスとして活用、LNG 購入価格低減を実現したいものである。